

令和 8 年度
熊本市保育所及び認定こども園等
施設整備費補助金
事前協議要項
(増改築※)

熊本市こども局こども育成部
保育幼稚園課

注意事項

令和 8 年度に国の補助事業が継続しない場合など、本事業にかかる本市の令和 8 年度予算が確保できない場合には、補助事業の件数減又は実施できない場合があります。応募される場合は、あらかじめご了承のうえ、事前協議書を提出していただくようお願いいたします。

※施設を統廃合する場合に限る。

目次

1	募集する整備区分について	3 ページ
2	審査対象施設について	4 ページ
3	補助金の算定方法について	4 ページ
4	事前協議書並びに添付書類に関する留意事項 . . .	9 ページ
5	ファイリング方法について	10 ページ

1 募集する整備区分について

○**増改築**（既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。）

※ただし、施設を統廃合する場合に限る。

（例）A園（定員60人）とB園（定員40人）を統廃合し、C園（定員90人）を創設する場合、統合前後で総定員は減少しているものの、補助上の考え方としては、A園（審査対象施設（後述）がA園の場合）を改築してC園にするという考え方になるため、「増改築」となる。ただし、整備後のC園の定員を60人以下とする場合、「増改築」に該当しないため、この場合は「改築」で申請すること。

社会福祉法人が設立する保育所について「老朽民間児童福祉施設整備」を活用する場合

① 内容

「老朽民間児童福祉施設整備」は、交付金の交付にあたって優先的に採択され、福祉医療機構から一部無利子で借入ができる。

② 対象事業

ア 木造による施設の場合

「老朽民間児童福祉施設等の整備について」(令和5年8月22日こ成事第431号)に定めるところにより行われた老朽度調査（以下「老朽度調査」という。）により得た老朽度が4,500点以下のもの。

イ ブロック造り・鉄骨造り等による施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、トラスが鉄製のものについては30年、その他のものについては25年を経過したもの、又は、老朽度調査により得た現存率が70%以下のもの。

ウ 鉄筋コンクリート造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、50年を経過したもの、又は、老朽度調査により得た現存率が70%以下のもの。

※老朽度調査及び耐震診断は統廃合する全ての施設に対して行うこと。また、その結果、統廃合する全ての施設において上記要件を満たしていることを補助の条件とする。

なお、老朽度調査票及び耐震診断結果（耐震診断を受けている場合）の書類の写しについては、統廃合する全ての施設分提出すること。

※老朽度調査を行う事業者と、設計・管理を行う事業者を同一とすることはできません。

2 審査対象施設について

統廃合する施設のうち、現地建替（増改築）を行う園を審査対象施設（＝既存施設）とする。新たな土地に移転建替を行う場合は、延べ床面積がより大きい園を審査対象施設とする。

（例１）Ａ園とＢ園を統廃合し、Ａ園の土地にＣ園を創設する場合は、Ａ園を審査対象施設とする。ただし、事前協議書類のうち、【別紙１】熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金審査基準表Ⅲ２の「老朽度」及び「耐震化」の部分については、「主たる建物」をＡ園、「その他の棟」をＢ園とそれぞれ読み替える（Ａ園（又はＢ園）が複数棟の場合は、Ａ園（又はＢ園）の主たる建物とする）

（例２）Ａ園とＢ園を統廃合し、あらたな土地にＣ園を創設（移転建替え）する場合は、延べ床面積がより大きい園を審査対象施設とする。ただし、事前協議書類のうち、【別紙１】熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金審査基準表Ⅲ２の「老朽度」及び「耐震化」の部分については、「主たる建物」を延べ床面積がより大きい園、「その他の棟」をもう一方の園とそれぞれ読み替える（Ａ園（又はＢ園）が複数棟の場合は、Ａ園（又はＢ園）の主たる建物とする）

3 補助金算定方法について

（１）算定方法

- ① 補助の対象となる施設整備につき、工事請負契約等を締結する単位ごとに、（２）の①から④に定める合計額を交付基準額とする。

※令和８年度における熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金については、令和８年度の国庫交付金が未定であることから、交付基準額の正式な算定ができません。したがって、現時点では、本要項に定める交付基準額算定方法（令和７年度（２０２５年度）における国交付要綱交付基準額表）により算出してください。

- ② （３）で定める補助対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他の収入額（学校法人及び社会福祉法人の場合は寄付金収入額を除く。）を控除した額を比較していずれか少ない方の額の合計額に１／２を乗じた額を算出する。

- ③ ①の交付基準額と②により算出した額の合計額とを比較して、いずれか少ない方の額を国負担額とする。

- ④ ③の額に、１／２を乗じた額を市負担額とする。

- ⑤ ③と④の合計額（国負担額＋市負担額）を、事前協議における法人への実質補助見込額とする。

※③④については、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

※2ヵ年事業の場合は、③④に各年度の進捗率を乗じることとする。

(2) 交付基準額算定方法（令和7年度（2025年度）における国交付要綱交付基準額）

→保育所、幼保連携型認定こども園の場合は以下のとおり。

保育所型認定こども園もしくは幼稚園型認定こども園の場合は別になるため、詳細はお尋ねください。

① 本体工事費

定員	基礎額（千円）
20名以下	74,100
21～30名	77,700
31～40名	90,400
41～70名	103,000
71～100名	133,800
101～130名	160,900
131～160名	186,300
161～190名	211,700
191～220名	235,300
221～250名	260,800
251名以上	289,600

※定員のすべてが工事にかからない場合は、工事にかかる定員数を整備後の総定員数で除して得た数を、整備後の総定員数の規模における交付基準額に乗じて得た額を交付基準額とする。工事にかかる定員数が算定できない場合は、「定員数＝総定員数×改築面積／既存施設の総面積」で算定すること。（いずれの場合も小数点以下切捨て）

② 特殊附帯工事 10,130千円

③ 設計料加算 （①本体工事費＋②特殊附帯工事※）の5%（千円未満切り捨て）

※特殊附帯工事が該当の場合のみ

④ 解体撤去工事費及び仮施設整備工事費 ※増改築、改築の場合に加算

定員	基準額（千円）	
	解体撤去工事	仮施設整備工事
20名以下	1, 484	2, 644
21～ 30名	1, 684	3, 227
31～ 40名	2, 244	3, 911
41～ 70名	2, 825	5, 434
71～100名	3, 983	8, 152
101～130名	4, 782	9, 783
131～160名	5, 978	12, 231
161～190名	7, 174	13, 371
191～220名	8, 369	15, 600
221～250名	9, 565	17, 828
251名以上	10, 761	20, 057

（３） 補助対象経費

種目	対象経費
本体工事費	施設の整備に必要な工事費又は工事請負費、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）及び実施設計に要する費用。 ただし、別の補助金等又はこの種目とは別の種目において別途交付対象とする費用を除き（以下同じ。）、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む（以下同じ。）。
特殊附帯工事費	特殊附帯工事費に必要な工事費又は工事請負費 （※『次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて』を参照ください。）
解体撤去工事費及び仮施設整備工事費	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

(4) 補助対象外経費

- ① 土地の買収又は整地（外溝工事費、造成工事費等）に要する費用
- ② 既存建物の買収に要する費用
- ③ 職員の宿舎に要する費用
- ④ リースによる設備等の取得に要する費用
- ⑤ 内示前に契約を結んだもの（例：基本設計）
- ⑥ 審査対象外施設の解体撤去工事費
- ⑦ 施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定される初度設備以外の設備整備費又は備品購入
(例) 大型冷蔵庫等の厨房機器、非常通報装置、感染症予防設備 ⇒ 対象
保育材料、事務用品、消火器、カーテン、椅子・机・食器・応接セット等 ⇒ 対象外
- ⑧ その他施設整備費として市長が適当と認めない費用

(5) 補助額の算定例

例1) A園（定員 60 人の保育所）とB園（定員 40 人の保育所）の統廃合を行い、A園の場所に新たにC園（定員 90 人の保育所）を建てる場合

① 交付基準額：153,951,000 円（対象経費の 1/2 相当）

133,800,000 円（本体工事費 区分：定員 71～100 人）
+ 10,130,000 円（特殊附帯工費）
+ 7,196,000 円（設計料加算 143,930,000 円×5% 千円未満切捨）
+ 2,825,000 円（A園の解体撤去工事費 区分：定員 41～70 人）

② a. 総事業費 420,000,000 円

b. 補助対象経費 400,000,000 円

（補助対象外（外溝工事費等）経費 20,000,000 円除く）

a と b を比較して少ない方の額の 1/2 の額は、

→ b. $400,000,000 \text{ 円} \times 1/2 = \underline{200,000,000 \text{ 円}}$

③ ①と②を比較して少ない方の額を国負担額とする。

$200,000,000 \text{ 円} > \underline{153,951,000 \text{ 円（国負担額）}}$

④ ③の国負担額の 1/2 の額を市負担額とする。（千円未満切捨）

$153,951,000 \text{ 円} \times 1/2 = \underline{76,975,000 \text{ 円（市負担額）}}$

⑤ ③と④の合計額を、法人への実質補助見込額とする。

$153,951,000 \text{ 円（国負担額）} + 76,975,000 \text{ 円（市負担額）}$

=230,926,000 円（補助見込額）

例 2) A 園（1 号定員 15 人、2・3 号定員 30 人の幼保連携型認定こども園）
と B 園（1 号定員 15 人、2・3 号定員 80 人の幼保連携型認定こども園）の
統廃合を行い、B 園の場所に新たに C 園（1 号定員 15 人、2・3 号定員
75 人の幼保連携型認定こども園）を建てる場合

（※独立行政法人福祉医療機構から借入れを行う場合）

※B 園の面積は、1 号部分 80 m²、2・3 号部分 720 m²

→按分率：1 号部分 10%、2・3 号部分 90%

① 交付基礎額： 234,398,000 円（対象経費の 1/2 相当）

1 号部分： 79,289,000 円（対象経費の 1/2 相当）

74,100,000 円（本体工事費 区分：定員 20 人以下）
+ 0 円（特殊附帯工費 2・3 号部分に計上）
+ 3,705,000 円（設計料加算 74,100,000 円×5% 千円未満切捨）
+ 1,484,000 円（B 園の解体撤去工事費 区分：定員 20 人以下）

2・3 号部分： 155,109,000 円（対象経費の 1/2 相当）

133,800,000 円（本体工事費 区分：定員 71～100 人）
+ 10,130,000 円（特殊附帯工費）
+ 7,196,000 円（設計料加算 143,930,000 円×5% 千円未満切捨）
+ 3,983,000 円（B 園の解体撤去工事費 区分：定員 71～100 人）

② a. 総事業費 420,000,000 円

b. 補助対象経費 400,000,000 円

（補助対象外（外構工事費等）経費 20,000,000 円除く）

a と b を比較して少ない方の 1/2 の額は、

→ b. 400,000,000 円×1/2=200,000,000 円

③ ①と②を比較して少ない方の額を国負担金とする。

234,398,000 円 > 200,000,000 円（国負担額）

④ ③の国負担額の 1/2 の額を市負担額とする。

200,000,000 円×1/2=100,000,000 円（市負担額）

⑤ ③と④の合計額を法人への実質補助見込額とする。

200,000,000 円（国負担額）+100,000,000 円（市負担額）

=300,000,000 円（補助見込額）

4 事前協議書並びに添付書類に関する留意事項

（１）見積書等について

① 設計見積書（概算）

設計業者が作成した設計見積書（内容は中項目程度まで。必ず税込金額で作成すること。）を添付してください。

② 設備内訳一覧表及び見積書

設備の一覧表を項目ごとに表として作成し、業者等から徴収した導入予定の設備の見積書を添付してください。

（２）平面図等について

事前協議段階では、基本設計段階（若干の変更の可能性があるもの）で結構です。
なお、最低基準適合審査等のため、以下に掲げる事項を明記してください。

① 各室の名称

② 保育室等の内法面積及び利用児童数

③ 廊下の有効幅、階段の蹴上げ、踏面及び有効幅

④ 建築物の高さ及び道路・隣接敷地との高低差

⑤ 構造及び耐火種別

⑥ 道路種別、幅員及び道路接道幅

⑦ 環境配慮設備（建物と一体的に設置する場合）

⑧ 屋外遊戯場の範囲及び面積

⑨ バリアフリーに配慮した設備等（車椅子用多目的トイレ、身障者用駐車場、エレベーター、段差スロープ等）

※建築基準法・消防法などその他法令等への適合性については別途ご確認ください。

（３）用地に関する資料

① 建設予定地の字図（原本と写し）を添付の上、写しに建設予定地を朱書き等で明示してください。

② 建設予定地が未取得の場合は、現所有者との間で売買確約書（又は贈与確約書等）及び所有権移転登記確約書を締結し、その写しを添付してください。

③ 建設予定地が借地の場合は、借地とする理由書を添付して下さい。

（４）建設資金に関する資料

① 贈与以外の資金拠出がある場合は、それが確実であることが証明できる資料を添付してください。

(例：企業等からの寄付の場合は、役員会議事録、当該企業の決算書並びに予算書等)

- ② 贈与者については、不当な贈与金の支出（親の会（後援会）、関係業者からの強制的、もしくはそう誤解されるような支出）がないよう留意してください。
- ③ 施設整備事業の契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金提供を受けることは禁止されています。この場合にあつては、寄付目的などその使途を施設整備事業に限るものではありません。

※法人理事長と利益相反行為にあたる場合は必ず理事長職務代理者を法人側の代表者としてください。

5 ファイリング方法について

(1) 提出書類について

書類はできる限りA4（図面等についてはA3）版で作成してください。

また、別添の「事前協議書添付書類一覧」のとおりに整理し、各書類番号を記載したインデックスを書類の前につけて、フラットファイルに綴じてください。添付する必要のない書類についてもインデックスはつけていただくようお願いいたします。（したがって、書類の有無にかかわらずインデックスは全て必要となります。）なお、ファイル名は「令和8年度熊本市保育所及び認定こども園等施設整備費補助金事前協議書（法人名＋施設名）」とし、表紙及び背表紙に明記してください。

(2) 添付書類について

重複する添付書類がある場合は、書類番号の小さいほうに原本を添付し、その他は写しを添付してください。

【問い合わせ先】

熊本市こども局こども育成部 保育幼稚園課

企画班 担当：園川

TEL：096-328-2568

Mail：hoiku@city.kumamoto.lg.jp